健康と美容に
弘前りんご
毎月5日は
「りんごを
食べる日」

農業ひろさき

2008年6月1日
（平成20年6月1日）
（第28号）

編集と発行
弘前市農業委員会
弘前市賀田1丁目1の1
☎(0172) 82－1638
印刷 ㈲新和印刷

病害虫防除の徹底を

第21回りんごメーデー

五月一日、弘前市りんご共同防除連絡協議会（斎藤七良会長）による第二十一回りんごメーデーが開かれ、参加者が園地の点検を行い腐らん病の撲滅とモモシンクイガなど病害虫防除の徹底を呼びかけました。

つがる弘前農業協同組合薬師堂支店前で行われた開会式には、りんご生産者をはじめ県、市、つがる弘前農業協同組合などの関係者百三十人が集まり、斎藤会長から「今後も安全安心で品質の良いりんご生産に努めてほしい」とあいさつがありました。

続いて相馬錩一弘前市長が「きめ細かい栽培管理により消費者に喜ばれるりんごを作っていただきたい」と生産者を激励したほか、西澤幸清つがる弘前農業協同組合長が「病害虫防除の徹底などで今年産りんごの結実を確保してもらいたい」と述べました。

関係者が二班に分かれて行われた園地の巡回点検では、腐らん病が発生しているりんご樹に赤いテープを巻き付け注意を呼びかけたほか、モモシンクイガなど病害虫の発生源となる放任園の調査も合わせて行いました。

園地の状況を確認した関係者は、放任園の所有者に対しりんご樹の伐採や伐根を働きかけて行くこととし、その解消に向け関係機関、団体、地域が協力し合いながら粘り強く取り組んでいくことを確認しました。

写真右：腐らん病が発生しているりんご樹に赤いテープを巻き付けていました。

写真下：放任園の調査では、園地の現況などを確認し、今後の対応を検討。

農業への理解深めて

―市民農園開園―

四月二十日、市内小栗山にある市民農園が開園しました。

開園式では、開園を待ちわびた四十人あまりの利用者を前に、中南地域県民局地域農林水産部普及指導室の職員から野菜づくりのポイントなどについて説明がありました。

開園式の終了後、割り当てられた区画で早速、農作業に取りかかる利用者がいるなか、初めて野菜づくりに挑戦する大学生のグループは、慣れた手つきで畝づくりを行っている利用者に「畝と畝の間隔はどれ位ですか？」などと尋ねメモをとるなど、農業への理解を深めて美味しい野菜をつくろうとする利用者同士の交流も始まっていました。

また、五月四日には、市内湯口の相馬昴農園でも開園式が行われ、利用者八十人あまりが集まりました。

利用して四年目の親子連れは「美味しい野菜になるように手間をかけ愛情を込めて育てていきたい」と笑顔で話していました。

小栗山の市民農園にて

相馬昴農園にて

優良農地を守る 無断転用パトロール実施中

市農業委員会では、現在弘前市管内の無断転用農地を把握するための調査（パトロール）をしております。この調査結果に基づき、違反者に対しては是正指導を実施します。この是正指導に従わない場合は、県知事に違反転用事案として速やかに報告することになっております。

※農地の無断転用とは…

市街化区域を除く区域で、農地法に基づく県知事の許可なく、農地を住宅用地や資材置場、駐車場など耕作の目的以外に用いる（転用する）ことをいいます。

また、現在耕作されていない農地を、工事の資材置場などとして一時的に使用する場合であっても、許可を得ずに使用すると無断転用となります。

【無断転用すると…】

無許可で転用した場合や、許可を得ても申請時の目的以外に使用した場合には、県知事は農地への原状回復命令を出すことができます。

これに従わない場合は、最高三年以下の懲役または三百万円以下の罰金が科せられます。（農地法第九十二条）

また、無断転用の場合、原状回復のためには多額の費用が必要となり、大きな損失につながります。

【優良農地の確保】

農地は、人が生きていくために欠かせない食料の生産基盤であることから、無秩序な開発による農業環境の悪化を防止し、優良農地を守っていかなければなりません。

【申請の前にご相談を】

農地を農地以外に使用するためには、農地法をはじめ、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）、都市計画法などによる様々な規制があります。一時的に転用したい場合も含め、事前に転用したい農地の所在する地区の農業委員会窓口、または地域の農業委員にご相談ください。

■農地転用に関する問い合わせ先

【弘前地区】農業委員会弘前分室（市役所☎35・1111内線357）

【岩木地区】農業委員会農地係（岩木庁舎☎82・1638）

【相馬地区】農業委員会相馬分室（相馬庁舎☎84・2111内線840）

「弘前りんご」の消費拡大策を協議

消費拡大懇談会が開かれる

市は四月十四日、「弘前りんご」の消費拡大懇談会を開き、弘前さくらまつり期間中に市内の旅館・ホテルの宿泊客へ「弘前りんご」を提供することについて協議しました。

昨年の八月に続いて開かれた二回目の懇談会には、つがる弘前・相馬村・津軽石川の各農協、弘前りんご商業協同組合、弘前観光コンベンション協会及び弘前市旅館ホテル組合の代表者と市関係者合わせて十人が出席しました。

宿泊施設での「弘前りんご」の提供については、今年の一月から二月にかけて試験的に行われ好評だったことから、弘前さくらまつりで本市を訪れる宿泊客を「弘前りんご」でもてなし、消費の拡大につなげていこうとする取り組みです。

会議では、宿泊施設へのりんごの供給体制について意見を交わし「弘前りんご」を提供していくこととしたほか、今後の消費拡大に向けた方策として、りんごの健康に対する効用を積極的にPRして販売促進につなげていくことなどが提案されました。

市では、今後も農業・観光・商工団体と緊密な連携をとりながら「弘前りんご」の消費の拡大を図ることとしています。

りんごをどうぞ！

さくらまつりでPR

弘前さくらまつりに訪れる多くの観光客に、弘前りんごの美味しさを味わってもらい消費の拡大につなげようと、4月26日から29日の4日間、弘前りんごの会と青森県りんご対策協議会による、りんごとりんごジュースの無料提供が行われました。

初日の26日、弘前公園内の二の丸無料休憩所隣に設けられた会場には、りんご400個とりんごジュース162㍑が用意され、まつりを楽しむ観光客に次々と振る舞われました。

観光客は「おいしい！」と、さくらの美しさに加えて、りんごの美味しさに感激していました。

りんご産業の振興に役立てて

對馬竹五郎翁顕彰会が市に寄附

相馬市長へ目録を手渡す佐藤会長（右）

四月二十五日、スターキングの栽培普及に多大な功績を残した對馬竹五郎氏（一八八四（明治十七）年～一九七一（昭和四十六）年）の偉業を後世に伝えようと、船沢地区のりんご生産者で組織する「對馬竹五郎翁顕彰会（佐藤俊一会長）」が、本市に二百万円を寄附しました。

市役所市長室で行われた寄附受領式には、顕彰会を代表して佐藤会長をはじめ会員四人が出席しました。

目録を手渡した佐藤会長は「弘前市のりんご産業の振興に役立ててほしい」と述べ、相馬錠一弘前市長は「大変ありがたいことであり、本市農業振興のため有効に活用していきたい」と感謝の言葉を述べました。

市では、今回の寄附金を小型バックホーの購入費用の一部とし、多くの市民や観光客に親しまれている市りんご公園の整備に活用していきたいとのことです。

園児と一緒に桜植樹

相馬農業青年の会

相馬地区の担い手で組織する相馬農業青年の会（三上大樹会長）は4月17日、市立相馬保育所（外崎睦子所長）の園児21人と一緒に、桜の苗木を植樹しました。

「美しい桜を地域の子供たちにたくさん見てもらいたい」と、会員たちの思いから今回初めて実施されました。

これは、青年の会で販売したりんごの売り上げの一部で、ソメイヨシノの苗木6本を購入し、保育所の外周に植え付けることにしました。

スコップを持ち「おも～い！」と声を上げた園児たちは、会員と一緒になって苗木に土をかけるのを楽しんでいました。

地域の連携を深めて

グリーン・ツーリズム推進協議会が設立

都市住民との交流などにより地域の活性化が期待されるグリーン・ツーリズム活動に対する支援や情報発信の強化を図るための「弘前市グリーン・ツーリズム推進協議会」の設立総会が四月二十三日、市岩木庁舎で開かれました。

協議会は、弘前里山ツーリズム研究会などグリーン・ツーリズム活動の実践団体をはじめ、つがる弘前・相馬村・津軽石川の各農協や商工・観光団体、市農業委員会事務局のほか、市農政課及び観光物産課で組織されています。

今後は、各団体間で情報交換を円滑にして地域の連携を一層深めて、実践者や関係機関・団体が一体となってグリーン・ツーリズム活動を推進していくこととしています。

実践団体など関係者が集まり開かれた設立総会

農地流動化情報（新規）

お気軽にお問い合わせください

申出区分	略図	農地の所在	利用状況	面積	希望売渡価格	取扱窓口
売りたい	A-254	百沢字裾野	りんご	62.59a	10a当たり30万円	①②
	A-255	百沢字山田	りんご	63.62a	10a当たり30万円	①②
	A-256	百沢字山田	りんご	24.25a	10a当たり30万円	①②
	B-257	湯口字一ノ下り山	りんご	64.03a	10a当たり50万円	①②③

申出区分	希望地区	利用目的	面積	希望小作料・希望買受価格
借りたい	堀越・松木平字宮元・石川	水稲	いくらでも	標準小作料
買いたい	如来瀬・鳥井野・悪戸・下湯口	りんご	100a	交渉次第

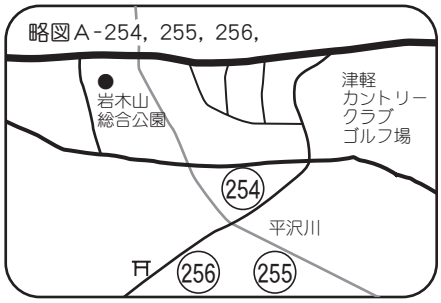

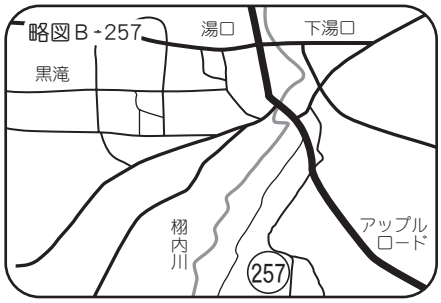

■取扱窓口及び問い合わせ先

①【岩木地区】農業委員会事務局（岩木庁舎1階）☎82・1638

②【弘前地区】農業委員会弘前分室（市役所新館2階）☎35・1111内線357

③【相馬地区】農業委員会相馬分室（相馬庁舎2階）☎84・2111内線840

お知らせ

平成20年度協働で拓く「冬の農業」創造活動事業の公募について

県では、農業者や農業組織等を対象に、創意工夫あふれる意欲的な「冬の農業」への取組みを支援する事業を実施します。

冬期間に関連産業等と協働・連携し、新たな発想で農作物の栽培や加工、グリーン・ツーリズムに取り組むことに対して補助するものです。

◆支援内容

冬期間に加工業者や観光業界、機械メーカーなどと連携して創意工夫あふれる「冬の農業」に取組む農業者に対して、必要な設備・資材費や販売促進に要する経費の**3分の1以内の額**を助成します。

◆応募期限

平成20年6月30日（月）

■問い合わせ先など

応募方法等の詳しい内容は県ホームページ(http://www.pref.aomori.lg.jp/fuyunogyo/)をご覧いただくか、県農林水産部あおもりの「冬の農業」推進チーム☎017・734・9485へお問い合わせください。

農地転用、その前に…農振除外申出 7月31日締切

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』(耕作していない農地も含む）として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地（倉庫、資材置き場など）といった**耕作以外の目的に使用する場合は**、市が設定している区域から除外するために「農振除外申出」の**手続きが必要**となります。

農振除外の手続きは約6か月以上の期間を要します。また、7月31日を過ぎますと、次回分は10月31日が締切となります。

なお、受付・相談は、**農用地の所在する各地区の担当課窓口**で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】
農林部弘前分室農政りんご係（市役所☎35・1111内線358）

【岩木地区】
農政課計画推進係（岩木庁舎☎82・1635）

【相馬地区】
総務課経済建設係（相馬庁舎☎84・2111内線840）

農業者年金を受給されているみなさん 忘れずに「現況届」の提出を

農業者年金を受給している方は、毎年6月中に「現況届」を提出することになっています。この「現況届」は5月末頃に農業者年金基金から郵送されますので、住所、氏名を自署のうえ、お住まいの各地区農業委員会窓口に提出してください。

提出がないと年金の支給が停止となる場合がありますのでご注意ください。

◆現況届の提出先

【弘前地区】
農業委員会弘前分室（市役所新館2階窓口253）

【岩木地区】
農業委員会(岩木庁舎1階)

【相馬地区】
農業委員会相馬分室（相馬庁舎2階）

■問い合わせ先　農業委員会農政係（岩木庁舎☎82・1638）

農業に燃えるワゲモノたち集まれ！

（弘前地区農村青少年連絡協議会＝弘前4Hクラブ）

【写真はプロジェクト活動：野菜づくりに挑戦！】

「弘前４Ｈクラブ」は、農業をがんばっている若者や、これから農業に取組もうとする若者同士が話し合ったり、勉強したり、とにかく何でも楽しくやってみようというグループです。

全国、東北及び県内各地の４Ｈクラブ員と交流する機会もあり、仲間づくりと視野が広がる良い機会にもなりますので、参加してみませんか。

『４Ｈクラブ』の『４Ｈ』には、次のような目的があり、グループ活動によって一層たくましくなります。

◎ＨＥＡＤ…科学的に考える頭脳を鍛える。
◎HAND(S)…実行するための技術を磨く。
◎ＨＥＡＲＴ…友情に富む心を育む。
◎HEALTH…働くための健康を養う。

加入してみたい方や、詳しく知りたい方は、問い合わせ先へ連絡ください。

■問い合わせ先　中南地域県民局地域農林水産部普及指導室（担当　玉川）☎34・2136

さくらんぼ狩り交流会 参加者募集!!

◆日　時　７月６日（日）［雨天決行］
午前10時…市立観光館バスプール出発
午後５時…市立観光館バスプール解散

◆内　容　市内十面沢の「森の中の果樹園」でさくらんぼをはじめとする季節のフルーツ狩りをした後、４月にリニューアルオープンした鰺ヶ沢町の「ナクア白神ホテル＆リゾート（旧鰺ヶ沢プリンスホテル）」で食事をしながらの交流パーティー

◆対　象　23歳～おおむね45歳までの独身男女
（ただし、男性は市内に居住する農業青年）

◆参加料　男性＝3,500円　女性＝2,000円

◆定　員　男女各20人程度

■申　込　６月27日（金）までに弘前市青年交流会実行委員会（市農業委員会事務局内）☎82・1638へ